

## 洋光台「ひかりが丘」地区建築協定

### (目的)

第 1 条 この建築協定は、第 7 条に定める区域内における建築物の敷地、位置、用途及び形態に関する基準を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この協定に用いる用語の意義は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）および、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号以下「令」という）に定めるところによる。

### (名称)

第 3 条 この建築協定は、洋光台「ひかりが丘」地区建築協定（以下「協定」という）と称する。

### (協定の締結)

第 4 条 この協定は第 7 条に定める区域内の土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という）の全員の合意によつて締結する。

### (協定の変更)

第 5 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者等は、この協定に係る協定区域、建築物に関する基準、有効期間および違反者の措置を変更しようとする場合において、その全

S55年 11月 15日

認 可 公 告

員の合意をもつてその旨を定め、これを横浜市長に申請して  
その認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第 6 条 第 7 条に定める協定区域内における土地の所有者は、  
この協定を廃止しようとする場合においてその過半数の合意  
をもつてその旨を定め、これを横浜市長に申請して、その認  
可を受けなければならない。

(協定区域)

第 7 条 この協定の区域は横浜市磯子区洋光台 3 丁目 4 / 9 番  
地及び横浜市磯子区田中町字竹ノ内 3 6 番地外で仮番による  
次の表 (別図参照) にかかげる区域とする。

仮番

| 街 区 | 番 号    | 街 区 | 番 号    | 区 画 数 |
|-----|--------|-----|--------|-------|
| 1   | 1 - 12 | 5   | 1 - 14 |       |
| 2   | 1 - 12 | 6   | 1 - 14 |       |
| 3   | 1 - 6  | 7   | 1 - 9  |       |
| 4   | 1 - 6  | 8   | 1 - 5  | 78    |

(建築物に関する基準)

第 8 条 前条に定める協定区域内の建築物の敷地、位置、用途  
及び形態は次の各号に定める基準によらなければならない。

但し、公益上必要な建築物で運営委員会が承認し横浜市長が認めたものについては、この限りでない。

1. 協定区域内の建築物は1戸建とし、住居専用住宅とする。
2. 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は1 m以上とする。但し「令」第135条の5に規定に適合する建築物及び建築物の部分、敷地地盤面から以下のコンクリート、ボックス型車庫は、この限りでない。
3. 建築物の最高の高さは10 m 軒の高さは7 m 以下とし、又地階を除く階数は2以下とする。
4. 協定区域内の各区画の最小面積は147 m<sup>2</sup>以上とする。
5. 開発制限解除時の各区画の地盤面の高さを、切土及び盛土により地形を変更してはならない。但し、建築物に附属する自動車車庫の設置のための切土については、この限りでない。
6. 自然崖に接する区画は建築物の建築する場合には、横浜市建築条例第3条の認定を受ける。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は横浜市長の認可公告のあつた日から第4条に定める協定の廃止の認可公告のあつた日までとする。

但し、違反者の措置に対しては、期間満了後もなお、効力を有するものとする。



( 効力の継承 )

第 10 条 この協定の認可公告のあつた日以後において、本協定区域内の土地の所有者等となつた者に対してもその効力があるものとする。

( 違反者の措置 )

第 11 条 第 8 条に定める基準に違反した者があつた場合、第 14 条に定める委員長（以下「委員長」という）は、第 13 条に定める協定運営の委員会の決定に基づき、当該土地の所有者等に対して、工事の施工停止を請求し、かつ文書をもつて相当の猶予期間を付けて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを請求するものとする。

2 前項の請求があつた場合、当該土地の所有者等はこれに従わなければならない。

( 裁判所への提訴 )

第 12 条 前条第 1 項に基づく請求があつた場合において当該土地の所有者等がその請求に従わないとき、委員長は、第 13 条の委員会の決定に基づき、その強制履行又は当該土地の所有者等の費用をもつて第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2 前項の提訴手続等に要する費用は、当該土地の所有者等の負担とする。

( 運営委員会 )

第 13 条 この協定の運営に関する事項を処理するため、協定運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2 委員会は本協定区域内の土地の所有者等の互選により選出された委員 5 名をもつて組織する。

3 委員の任期は 2 年とする。但し、補欠の委員の任期は前任者の任期の残存期間とする。

4 委員は再任されることができる。

( 役員 )

第 14 条 委員会には、次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

(3) 委員及び会計 2 名

2 委員長は、委員の互選により選出する。委員長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。

3 副委員長及び会計は委員のなかから、委員長が委嘱する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、これを代行する。

5 会計は、委員会の経理に関する業務を処理する。

( 補則 )

第 15 条 この協定に規定するもののほか、委員会の運営組織議

S55年 11月 15日

認可公告

事並びに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

1. この協定は、横浜市長の認可公告のあつた日から効力を発する。
2. 協定地域内に次の各号に規定する屋根付カーポートを設置する場合は第8条第2項本文の規定は適用しなへどができる。
  - (1) 屋根の高さは3m以下で、外壁を有しない片持ち支柱構造とし、支柱の位置は隣地境界線から50cm以上はなれた位置に設置する。
  - (2) 屋根は不燃材料で葺き、支柱を道路境界線から50cm以上後退させる。